

# 国民健康保険だより



## こんなときは届出を

会社などの健康保険をやめたときや任意継続の期間が満了したとき  
自分で国民健康保険の加入の手続きが必要となります。会社などが発行する健康保険資格喪失証明書などをお持ちのうえ届出してください。

### 加入時には、安心・便利な口座振替を

保険料の納付方法は、金融機関等での支払い(普通徴収)と年金からの支払い(特別徴収)があります。金融機関等での納付は、口座振替を基本としています。キャッシュカードでの申込みが簡単・便利です。通帳と通帳使用印でも申込みできます。

### 保険料は6月に決定し、6月から10回払い

保険料は、世帯の人数や前年中の所得などにより計算されます。4月から翌年3月までの1年間分の保険料を6月に決定し、6月から翌年3月までの10回に割り振って納付していただきます。

### 保険料の軽減・減免

①災害や所得の減少などで、保険料の納付にお困りの方は、申請により保険料の軽減・減免を受けられる場合があります。  
※減免を受けるためには、減免を受けようとする月の納期限までに申請が必要です。特別な事由のない限り、申請があった月以降の保険料が減免の対象となります。  
※保険料の軽減・減免を受けるためには、世帯全員の所得が判明している必要があります(未申告の方は、必ず所得の申告をしてください)。

②出産予定の方や令和5年11月以降、妊娠85日以上の出産をされた方(死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む)は産前産後期間について軽減が受けられます。出産予定日(出産日)等を確認できる書類(母子健康手帳等)をご用意のうえ届け出してください。

### 納付相談はお早目に

納期限までに保険料の納付がないときは、督促状や催告書を送付することがあります。保険料の支払いが困難になった場合は、お早目にご相談ください。

### 会社などの健康保険に加入したら忘れずに国保の脱退手続きを

国民健康保険に加入している方が社会保険に加入した場合は、区役所で14日以内に国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。なお、令和6年10月より社会保険の加入要件が拡大されました。詳細は厚生労働省HPをご参照ください。  
自分で脱退手続きをしない限り、国民健康保険の加入者として保険料の請求が継続してしまいます。また、誤って病院等で国民健康保険証や資格確認書または資格情報のお知らせを使用した場合、返還金の請求をさせていただく場合もあります。



詳しくはこちら

### 75歳以上は後期高齢者医療制度へ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方すべてと、一定の障がいがあると認定された65歳以上75歳未満の方が対象です。

#### ①75歳以上の方

75歳になった方は、それまで加入していた医療保険の種別に関わらず、75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。  
※ただし、生活保護を受給している方は対象となりません。

#### ②65歳から74歳の方で一定の障がいがあると認めた方

65歳から74歳で一定の障がいがある方は、申請をすることで後期高齢者医療制度へ加入できます(障がい認定)。

### 国民健康保険料決定通知書の主な内容の点字文書を同封します

視覚障がいのある世帯主の方(希望者)に、国民健康保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額などの主な内容を点字文書にして同封します。ご希望の方は、問合せ先に電話で申込みください。なお、申込時には住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。



## こんなときはご利用ください 給付サービス

### ◆病気やけがをしたとき

○病院などの窓口でマイナ保険証、資格確認書または経過措置による保険証を提示すれば、かかった費用の一部を支払うだけで、医療を受けることができます。

### ◆高額な医療を受けるとき

○「限度額適用認定証」の提示で、限度額までの支払いになります。入院や高額となる診療、調剤の予定があり、限度額を超える自己負担額が見込まれる場合は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することにより、限度額までの支払いとなります。なお、特別な事情もなく保険料を滞納されている場合は、交付できないことがあります。また、「マイナ受付」ができる医療機関などでは、マイナンバーカードまたは健康保険証、資格確認書を提示し、本人同意の手続きをすることで、限度額適用認定証などの提示が不要になります。

**申請に必要なもの** 保険証または資格確認書、本人確認書類(運転免許証など)等

○「標準負担額減額認定証」の提示で、入院時の食事代が減額になります。市民税非課税世帯の方が入院する時、「標準負担額減額認定証」を病院の窓口で提示すると、入院時の食事代が減額になります。

**申請に必要なもの** 保険証または資格確認書、本人確認書類(運転免許証など)等

### ◆限度額を超えて一部負担金を支払ったとき「高額療養費」

○「同じ月内」に、受けた保険診療に係る一部負担金(自己負担額)が「自己負担限度額」を超えた場合、超えた額が「高額療養費」として支給されます。なお、差額ベッド代や歯科材料差額など、保険診療外のものは、対象外です。

**申請に必要なもの** 保険証または資格確認書、領収証、世帯主名義の金融機関口座通帳など

### ◆医療費を全額自己負担したとき「療養費」

○急病や旅行中のけがでやむを得ずマイナ保険証、資格確認書または経過措置による保険証を医療機関に提示できなかったときなど、医療費を全額自己負担した場合は、申請により自己負担額を差し引いた額を支給します。

**申請に必要なもの** 保険証または資格確認書、領収証、療養の明細書、世帯主の金融機関口座通帳など

### ◆被保険者の方が亡くなったとき「葬祭費」

○大阪市国民健康保険に加入されている方が亡くなられたときは、葬祭を行つた方に5万円を支給します。

**申請に必要なもの** 亡くなられた方の保険証または資格確認書、申請者の本人確認書類(運転免許証など)、死亡の事実が確認できるもの、葬祭費用の領収書、申請者の金融機関口座通帳、誓約書など

### ◆交通事故などにあったとき

○他人の行為により病気やけがをして、自分のマイナ保険証、資格確認書または経過措置による保険証を使って診療を受けるには届出が必要です。示談をする前に必ずお申し出ください。

自動車や自転車などの事故、けんか等でけがをさせられた、他人の飼い犬にかまれた、飲食店などの料理で食中毒になったなど

### ◆こどもが生まれたとき

○妊娠12週以上の出産をされたときに支給します。※死産、流産含む

**支給額** 産科医療補償制度加入済み医療機関など 500,000円  
産科医療補償制度未加入医療機関など 488,000円

### 出産育児一時金直接支払制度

医療機関で手続きを行うだけで、上記金額を大阪市国民健康保険から直接医療機関等へお支払いし、出産にかかる費用を事前に準備する負担の軽減を図ります。出産を予定されている病院等にお問合せください。

直接支払制度を利用しなかった場合や直接支払制度を利用したが、出産費用が出産育児一時金の支給額より少ない場合は申請してください。

**申請に必要なもの** 保険証または資格確認書、出産を確認できる母子手帳など、医療機関等が交付した直接支払制度の利用に関する合意文書、医療機関等が出産一時金を受け取る額がわかる書類、世帯主の金融機関口座通帳など



## 40歳以上のあなた。そうだ特定健診に行こう

### ●「受診券」を使って3つの健診から1つを選んで受診しましょう

国民健康保険にご加入の40~74歳の方に、4月下旬から「受診券」を送付します。高血圧症や糖尿病など生活習慣病予防のため、3つの健診から1つを選んで受診しましょう。詳しくは受診券に同封する「国保健診ガイド」か市HPをご覧ください。



### 特定健診

健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高い方に「特定保健指導」をご案内します。

**対象者** 40~74歳の方 **費用** 無料

### 国保人間ドックライトコース (国保プラス健診)

**対象者** 18~74歳の方 **費用** 1,800円

### 国保人間ドック総合コース

**対象者** **費用**

30~39歳…14,000円

40~74歳…10,000円

### 令和7年度の無料年齢対象者

昭和35年4月~昭和36年3月(65歳)

昭和40年4月~昭和41年3月(60歳)

昭和45年4月~昭和46年3月(55歳)

昭和50年4月~昭和51年3月(50歳)

昭和55年4月~昭和56年3月(45歳)

昭和60年4月~昭和61年3月(40歳)生まれの方

